

# 奈良県農業振興地域整備基本方針

平成22年12月

奈 良 県

## 目 次

第 1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする 地域の位置及び規模に関する事項	4
第 3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	7
第 4	農用地等の保全に関する事項	7
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが 適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	8
第 6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	1 4
第 7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	1 5
第 8	第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の 安定的な就業の促進に関する事項	1 6
第 9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の 良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	1 6

# 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

## 1. 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

---

### (1) 農用地等の確保に関する基本的な考え方

本県は、京阪神の大都市に近接するとともに、我が国を代表する古都として貴重な文化遺産とこれらと一体をなす歴史的風土、自然景観を有し、良好な居住環境に恵まれていることから、ベッドタウンとして都市化が進展してきた。近年その速度を緩めているものの、農地の非農業的土地への転用、さらに、農業者の減少や高齢化に伴う耕作放棄地の増加や林地化が進行することにより、農地が減少している。

しかし、農地は、食料の生産の場であると同時に、県土の保全、良好な景観の形成などに大きな役割を果たしており、県にとって極めて重要な資源である。したがって、土地利用調整に際しては、都市的土地利用をすべき地域や歴史的文化遺産の保存すべき地域などとの調和を保ちつつ、県土のさらなる有効利用を図ることが重要である。

このため、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）」及び「農用地等の確保等に関する基本指針（平成22年6月11日公表）」に基づき、集团的に存在する農地、農業生産基盤整備の対象地及び地域の特性に即した農業振興を図る上で農業上の利用が必要な土地について、農用地区域として設定し、その確保を図る。

### (2) 確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標

確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標年は平成32年とし、目標設定の基準年は平成21年とする。

平成21年の農用地区域内の耕作放棄地を除く現況農地面積は、15,881haであり、平成17年から平成21年までの5年間と同様に耕作放棄地の発生や農用地区域からの除外が今後も継続すると、平成32年には約14,856haとなると見込まれる。

しかしながら、農業振興地域制度等の適切な運用により、農用地区域外の集团的に存在する農地等の農用地区域への編入促進や農用地区域からの除外や農地転用の抑制を行うことで、1,048haの農地を確保できることが見込まれる。

さらに、戸別所得補償制度の導入を始めとする各種施策により、耕作放棄地の発生抑制と再生を行い、1,236haの農地を確保できることが見込まれる。

一方、平成23年に予定されている都市計画の区域区分の定期見直しにより、農用地区域内から除外されることが見込まれる農地は62haとなる。

これらのことから、平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積を17,078haと設定する。

なお、確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積目標は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に示す「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」をもとに算出した。

## 2. 農用地等の確保のための施策の推進

---

### (1) 農用地等の保全・有効利用

マーケティング・コスト戦略に基づく農業の振興及び意欲ある担い手への農地の利用集積や集落営農の組織化、農業への新規参入の推進並びに農地・水・環境保全向上対策による農地、農業用水利施設等の資源や環境の保全活動、中山間地域等直接支払制度による適切な農業生産活動、農業生産

基盤の整備などにより、耕作放棄地の発生抑制と再生を推進し、農用地等の保全・有効利用を図る。

## **(2) 農業生産基盤の整備**

生産性の高い農業や高付加価値型農業の展開を図るため、地域の特性に応じて、農業用排水施設の整備、農地の区画形質の改善、これまで整備されてきた農業用水利施設等の適切な維持管理・更新による長寿命化対策や中山間地域で深刻な課題である鳥獣害対策などの生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農用地等の確保を推進する。

## **(3) 非農業的土地需要への対応**

本県は都市と農村が近接しており、土地利用の競合が起こりやすく、特に平野部の幹線道路沿いにおいては、農地に対する強い都市的需要が生じている。これらの非農業的土地需要に対応するため、農用地区域からの除外を行う場合には、農業上の土地利用に支障が生じないことを基本とするとともに、農地転用規制の趣旨を踏まえて、計画的な土地利用の確保に努める。この場合、市町村農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに実施する基礎調査に基づき行う。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用・公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画を尊重し、農用地区域内における土地の農業上の利用の確保に努めるという国及び地方公共団体の責務にかんがみ、農業振興地域制度に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

# **3. 農業上の土地利用の基本的方向**

---

本県は、近畿地方のほぼ中央部に位置し、京阪神の都市圏に近接した社会経済的立地条件を有している。その地形から、第四次奈良県国土利用計画では、おおむね標高100m以下の平地で構成される奈良盆地を中心とした「大和平野地域」、高原状の地形が広がる「大和高原地域」及び大部分が山岳地帯である「五條・吉野地域」に区分している。

国土利用計画は、土地利用の総合的かつ基本的な方向づけを行い、各種土地利用計画の総合調整を行う上位計画として位置づけられており、農業地帯区分についても、上記地域区分に即し、県内を「大和平野農業地帯」、「大和高原農業地帯」及び「五條・吉野農業地帯」の3地帯に区分する。

## **(1) 大和平野農業地帯**

本地帯は、奈良盆地とこれを取り巻く丘陵地から構成され、平坦な奈良盆地と金剛・生駒山系の西部山麓地域、大和高原の北辺に当たる東部山麓地域に区分される。

奈良盆地では水田が中心で、吉野川分水や4大ため池（白川、倉橋、斑鳩、高山）などの整備により農業用水が確保されており、水稲のほか、都市近郊の利点を活かした野菜、花き、酪農、採卵鶏などの土地生産性の高い労働集約的農業が行われている。一方、都市化の影響を強く受け、住宅用地等の他用途利用機会が多い地域である。今後とも、土地生産性の高い品目を重点的に振興するとともに、水稲等の土地利用型農業については省力化に努め、意欲ある担い手や集落営農組織への農地の集積を推進し、農地の適切かつ効率的な利用を促進するとともに、地域振興に寄与する農地の他用途利用とのバランスをとりながら、優良な農用地等を確保し、その有効活用を図る。

西部山麓地域では、県営造成農地において、小ギク、バラ、ブドウなどの産地が形成されている。その一方、傾斜地においては、小規模な農業が行われている。今後は、造成農地を中心に、優良な農用地等を確保するとともに、集団的に分布している農地についてはその確保に努める。

東部山麓地域では、国営造成農地を中心に茶の産地が形成され、経営規模の拡大が図られるとと

もに、比較的平坦な水田では県営ほ場整備等による区画整理により、農地の効率的利用が進んでいる。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況である。今後は、国営造成農地を中心に、茶業経営の安定を図るとともに、ほ場整備水田では意欲ある担い手や集落営農等による効率的な利用に努め、優良な農用地等を確保する。

### **(2) 大和高原農業地帯**

本地帯は、大和高原及び宇陀山地の標高300～500mの地域で、国営造成農地を中心に、茶や花き、野菜、畜産等による土地利用が図られ、農道の整備などにより流通面の改善が進んでいる。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、耕作放棄地が増加している状況である。

今後は、茶や冷涼な気候を利用した高原野菜など、地域特性を活かした農業を振興し、耕作放棄地の発生抑制、解消を図るとともに、国営造成農地を中心に優良な農用地等を確保する。

### **(3) 五條・吉野農業地帯**

本地帯は、面積では県の64%を占め、吉野川沿いの平坦な北部地域と大部分が山岳地帯である南部地域に区分される。

北部地域は、国営造成農地を中心に全国でも有数のカキ産地を形成しているほか、ウメ、ナシ、モモなどの大規模な果樹産地が形成されている。また、吉野川流域では、トマト、ナス等の野菜、畜産、花き等による労働集約的農業が展開されている。今後は、果樹農家など意欲ある担い手への農地の集積を進め、経営規模の拡大を図るとともに、国営造成農地を中心に優良な農用地等を確保する。

南部地域は、その地形から農用地は傾斜が強かつ分散し、規模が零細であるため、主に自家消費が中心であり、河川流域の階段地にわずかに集団化している農用地においては、地域特産物の生産を推進することにより、農用地等の確保に努める。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする 地域の位置及び規模に関する事項

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
大和平野農業地帯	奈良地域 (奈良市)	奈良市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 9,317 農用地面積 3,215	
	大和高田地域 (大和高田市)	大和高田市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 831 農用地面積 363	
	大和郡山地域 (大和郡山市)	大和郡山市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,586 農用地面積 1,348	
	天理地域 (天理市)	天理市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 5,489 農用地面積 2,112	
	橿原地域 (橿原市)	橿原市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,029 農用地面積 1,048	
	桜井地域 (桜井市)	桜井市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 3,207 農用地面積 1,369	
	御所地域 (御所市)	御所市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,307 農用地面積 1,204	
	香芝地域 (香芝市)	香芝市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 197 農用地面積 73	
	葛城地域 (葛城市)	葛城のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,579 農用地面積 831	
	平群・三郷地域 (平群町・三郷町)	平群町・三郷町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域 〔平群町：総面積1,594ha・農用地面積325ha〕 〔三郷町：総面積 289ha・農用地面積 43ha〕	総面積 1,883 農用地面積 368	
	斑鳩地域 (斑鳩町)	斑鳩町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 776 農用地面積 339	
	安堵地域 (安堵町)	安堵町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 323 農用地面積 159	
	川西地域 (川西町)	川西町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 465 農用地面積 235	
三宅地域 (三宅町)	三宅町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 252 農用地面積 175		

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
	田原本地域 (田原本町)	田原本町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,735 農用地面積 1,075	
	高取地域 (高取町)	高取町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 540 農用地面積 282	
	明日香地域 (明日香村)	明日香村のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,494 農用地面積 458	
	上牧地域 (上牧町)	上牧町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 144 農用地面積 72	
	広陵地域 (広陵町)	広陵町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,132 農用地面積 649	
	河合地域 (河合町)	河合町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 472 農用地面積 165	
	計 20 地域 21 市町村		総面積 36,758 農用地面積 15,540	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
大和高原農業地帯	宇陀地域 (宇陀市)	宇陀市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 13,828 農用地面積 2,625	
	山添地域 (山添村)	山添村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 4,309 農用地面積 909	
	曾爾地域 (曾爾村)	曾爾村のうち、自然公園法の国定公園の特別保護区及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 763 農用地面積 275	
	御杖地域 (御杖村)	御杖村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 567 農用地面積 273	
	計 4地域 4市村		総面積 19,467 農用地面積 4,082	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
五條・吉野農業地帯	五條地域 (五條市)	五條市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 10,462 農用地面積 3,554	
	吉野地域 (吉野町)	吉野町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,744 農用地面積 316	
	大淀地域 (大淀町)	大淀町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 933 農用地面積 458	
	下市地域 (下市町)	下市町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,647 農用地面積 532	
	東吉野地域 (東吉野村)	東吉野村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 216 農用地面積 68	
	計 5地域 5市町村		総面積 16,002 農用地面積 4,928	
合計 29地域 30市町村		総面積 72,227 農用地面積 24,550		

※表中の農用地面積は、農業振興地域内にある農用地区域内と農用地区域外(農振白地)の農用地の合計面積(出典:平成21年農業振興地域管理状況調査)。

## 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

---

本県における農業生産基盤の整備については、土地生産性の高い優良な農用地等の確保、農業用水の安定供給のための施設の整備・更新及び土地改良施設の適正な管理体制の整備を進めていく。

#### (1) 優良な農用地等の確保

地域の営農に応じた基盤整備とともに、農地の流動化及び作業受委託を推進することにより、優良な農用地等の確保と耕作放棄地の発生防止に努める。

#### (2) 土地改良施設の更新整備

ダム、ため池、農業用排水路等の農業用水利施設については、ストックマネジメント\*による施設の長寿命化対策によりコスト削減を図りながら、施設の適正な整備・更新を図る。

※既存の建築物等（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

#### (3) 土地改良施設の適正な管理体制の整備

農業者の減少、高齢化に伴い、地域の土地改良区等の施設管理体制が脆弱化していくなか、農業用水のもつ地下水涵養効果等の多面的機能を継続的に発揮していくためにも、農地・水・環境保全向上対策などを活用し、農業者のみならず地域住民との連携のもと土地改良施設の管理体制の整備を図る。

### 2. 広域整備の構想

---

本県では、国営大和平野土地改良事業、国営総合農地開発事業など、広域的な農業生産基盤整備が進められてきた。今後、広域的な農業生産基盤の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和を図りつつ推進する。

#### (1) 農業水利施設の維持管理・更新

吉野川分水施設をはじめとする農業水利施設については、今後とも継続して農業用水を供給するために施設のライフサイクルコストを軽減するため、事後保全から予防保全による施設の長寿命化対策に取り組む。

#### (2) 地域の実情に配慮したほ場の整備

農地の汎用化、利用集積による省力化を図り、耕作放棄地の発生防止、農地の流動化の促進のため地形条件、営農形態、土地利用など地域の実情に配慮した、ほ場の整備を進める。

## 第4 農用地等の保全に関する事項

### 1. 農用地等の保全の方向

---

農用地等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、自然環境の保全、水資源のかん養など多面的機能も発揮すると期

待される。また、持続的な農業生産活動は生物多様性の保全にも有効である。そのため、農地の利用集積や効率的な農業生産活動の推進などによる耕作放棄地の発生抑制、解消を図り、優良な農用地等の保全を推進する。

## **2. 農用地等の保全のための事業及び活動**

---

経営規模拡大を目指す認定農業者など意欲ある担い手への農地の利用集積や農作業受委託を推進するとともに、兼業農家や高齢農家を含めた地域の受け皿となる集落営農組織を育成し、農用地等の有効利用に努める。また、効率的な営農を行うために必要な地域の実情に沿った基盤整備を実施する。耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等においては、農地環境整備事業等により鳥獣害対策と連携した生産基盤の整備を行うとともに、中山間地域等直接支払制度により、農業生産活動等の維持・継続を通じて農用地等の適切な保全を図る。さらに、都市住民との交流を進めるため、耕作放棄地などを活用した市民農園や農業体験施設など、交流拠点の整備を推進する。

## **第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項**

### **1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向**

---

地域農業の維持発展を図るためには、経営規模拡大を目指す認定農業者など意欲ある担い手が根幹を担い、兼業農家と連携して農用地等の効率的かつ総合的な利用を進めることが必要である。

このため、地域の特性や生産の諸条件を活かした営農類型を考慮して、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業の積極的活用の推進により、意欲ある担い手への農地の利用集積を図るとともに、集落営農組織の育成を通じて、農地の集団化を行い、農用地等の効率的利用を推進する。

目標とする農業経営は、農家の経営指向や地域の特性など諸条件を考慮して、個別経営体及び組織経営体に分類したものとする。

営農類型

(1) 個別経営体

○主穀経営

営農類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)		資本装備	
平坦大規模主穀	16.0	水稻キヌヒカリ	300	トラクター30ps	1台
		水稻ヒノヒカリ	500	施肥田植機6条	1台
		田植受託	100	コンバイン4条刈	1台
		収穫・乾燥・調整受託	600	乾燥機3t	3台
		小麦	800	トラック2t	1台
		大豆	200	倉庫・格納庫	150㎡
平坦大規模水稻	8.0	水稻キヌヒカリ	300	トラクター30ps	1台
		水稻ヒノヒカリ	500	施肥田植機6条	1台
		田植受託	100	コンバイン4条刈	1台
		収穫・乾燥・調整受託	600	乾燥機3t	3台
				トラック2t	1台
			倉庫・格納庫	150㎡	
中山間大規模水稻	8.0	水稻あきたこまち	300	トラクター30ps	1台
		水稻コシヒカリ	500	施肥田植機6条	1台
		田植受託	100	コンバイン4条刈	1台
		収穫・乾燥・調整受託	600	乾燥機3t	3台
				トラック2t	1台
			倉庫・格納庫	150㎡	
			育苗ハウス	5a	

○野菜経営

営農類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)	資本装備
イチゴ専作 (11～12月どり)	0.5	アスカルビー(11月どり) 20 アスカルビー(12月どり) 20	パイプハウス 40a 育苗ハウス 10a 夜冷育苗施設 一式 トラクター15ps 1台 暖房機7.5万kcal 4台
イチゴ専作 (高設栽培)	0.5	アスカルビー(高設栽培) 40	パイプハウス 40a 育苗ハウス 8a 高設ベンチ 40a分 トラクター15ps 1台 温湯暖房機 4台
イチゴ専作 (章姫)	0.4	章姫 30	パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a トラクター20ps 1台
イチゴ+トマト	0.3	イチゴ(12月どり) 30 半促成トマト 30	パイプハウス 30a 育苗ハウス 3a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡
ナス専作	1.0	夏秋ナス 30 半促成ナス 20 水稻 50	パイプハウス 20a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡
施設軟弱野菜 (ホウレンソウ+ミズナ)	0.3	ホウレンソウ 120 ミズナ 10	パイプハウス 30a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡
シロナ専作	0.2	シロナ 160	パイプハウス 20a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡
ネギ専作	0.9	葉ネギ 270	育苗ハウス 1a トラクター20ps 1台 移植機 1台 倉庫・作業舎 100㎡

○果樹経営

営農類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)		資本装備	
カキ専作	3.1	ハウスカキ早期加温	20	鉄骨ハウス	60a
		ハウスカキ普通加温	40	スピードスプレーヤー	1台
		露地カキ(刀根早生)	90	温風暖房機	6台
		露地カキ(平核無)	40	倉庫・作業舎	100㎡
		露地カキ(富有)	120		
カキ・ウメ複合	5.0	露地カキ(刀根早生)	120	スピードスプレーヤー	1台
		露地カキ(平核無)	40	倉庫・作業舎	100㎡
		露地カキ(富有)	240		
		ウメ	100		
カキ・ウメ複合 +ハウスカキ	4.1	ハウスカキ普通加温	30	鉄骨ハウス	30a
		露地カキ(刀根早生)	100	スピードスプレーヤー	1台
		露地カキ(平核無)	30	温風暖房機	3台
		露地カキ(富有)	160	倉庫・作業舎	100㎡
		ウメ	90		
カキ・ウメ複合 +キウイフルーツ	4.4	ハウスカキ普通加温	30	鉄骨ハウス	30a
		露地カキ(刀根早生)	100	スピードスプレーヤー	1台
		露地カキ(平核無)	30	温風暖房機	3台
		露地カキ(富有)	160	倉庫・作業舎	100㎡
		ウメ	90		
		キウイフルーツ	30		
カキ・ウメ複合 +モモ	4.4	露地カキ(刀根早生)	100	スピードスプレーヤー	1台
		露地カキ(平核無)	40	倉庫・作業舎	100㎡
		露地カキ(富有)	200		
		ウメ	60		
		モモ	40		
ナシ専作	1.0	幸水・豊水	20	果樹棚	100a
		二十世紀	70	スプリンクラー	100a
		新高	10	スピードスプレーヤー	1台
				倉庫・作業舎	50㎡
赤ナシ専作	0.5	幸水	40	果樹棚	50a
		豊水	10	スプリンクラー	50a
				スピードスプレーヤー	1台
				倉庫・作業舎	50㎡
ブドウ専作	1.5	巨峰加温	50	波状型ハウス	150a
		デラウェア加温	80	スピードスプレーヤー	1台
		デラウェア無加温	20	温風暖房機	一式
				倉庫・作業舎	50㎡
イチジク専作	0.8	加温	40	パイプハウス	60a
		無加温	20	温風暖房機	4台
		露地	20	倉庫・作業舎	30㎡

○花き経営

営農類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)		資本装備	
大中輪ギク	0.8	輪ギク(ハウス)	30	パイプハウス	30a
		輪ギク(露地)	50	トラクター20ps	1台
		チューリップ	15	畝立てマルチャー	1台
				選花機	1台
				倉庫・作業舎	50㎡
小ギク	1.2	ハウス夏ギク	10	パイプハウス	10a
		露地秋ざし	30	トラクター20ps	1台
		露地春ざし	80	畝立てマルチャー	1台
		ハウス電照	10	選花機	1台
				倉庫・作業舎	50㎡
バラ切花(RW)	0.4	バラ	40	鉄骨ハウス	40a
				ロックワールシステム	40a
				温風暖房機	4台
				倉庫・作業舎	50㎡
バラ切花(土耕)	0.6	バラ	60	鉄骨ハウス	60a
				トラクター20ps	1台
				温風暖房機	6台
				選花機	1台
				倉庫・作業舎	50㎡
鉢花(シクラメン中心)	0.2	シクラメン5号鉢	20	鉄骨ハウス	20a
		ベゴニア	10	底面給水ベンチ	20a
		ペチュニア	10	温風暖房機	2台
				用土混合機	1台
				倉庫・作業舎	50㎡
花壇苗専作	0.3	パンジー	30	鉄骨ハウス	30a
		ベゴニア	10	ポッティングマシン	1台
		ペチュニア	18	フロントリーダー	1台
		マリーゴールド	16	用土混合機	1台
		サルビア	14	播種機	1台
				温風暖房機	2台
				倉庫・作業舎	50㎡
球根切花(アイリス中心)	0.6	アイリス	30	パイプハウス	60a
		スカシユリ	15	トラクター20ps	1台
		グラジオラス	15	冷蔵庫	1台
		フリージア	10	倉庫・作業舎	50㎡

○茶経営

営農類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)	資本装備
荒茶(共同工場)	4.5	茶 450	製茶工場建物 400㎡ 製茶機械 120kg 乗用型摘採機 1台 防霜扇 450a 倉庫・作業舎 100㎡
生茶(F A工場)	4.0	茶 400	乗用型摘採機 1台 防霜扇 400a 倉庫・作業舎 100㎡

○畜産経営

営農類型	経営規模 (ha)	経営概要	資本装備
酪農	0.8	経産牛 40頭 飼料作物(イタリアンライグラス) 75a 飼料作物(スダングラス) 75a	搾乳牛舎 500㎡ パンプラインミルカー 一式 牛糞処理施設 一式 トラクター20ps 1台
肉用牛	0.8	肉用牛 200頭 飼料作物(イタリアンライグラス) 75a 飼料作物(スダングラス) 75a	肥育牛舎 1000㎡ 牛糞処理施設 一式 トラクター20ps 1台
採卵鶏	—	成鶏 12000羽	成鶏舎 1340㎡ 自動給餌機 一式 鶏糞発酵施設 一式

(2) 組織経営体

営農類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)	資本装備
集落営農組織 (水稲+小麦)	—	水稲作業受託 耕起 1500 代掻き 1000 田植 1000 収穫 1200 乾燥調整 1700 小麦作業受託 500	トラクター30ps 2台 施肥田植機6条 2台 コンバイン4条刈り 2台 乾燥機3t 3台 倉庫・格納庫 150㎡
集落営農組織 (水稲)	—	水稲作業受託 育苗 3600 耕起 1500 代掻き 1500 田植 1500 収穫脱穀 4000	トラクター30ps 3台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈り 1台

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業は、京阪神の大都市に近接しているため、従来より野菜、果樹、畜産などの生鮮食料品の供給地として発達してきた。しかし、近年、農産物価格の低迷と経営コストの増加により農業経営が厳しい環境下に置かれている。

このような中、県では、都市近郊という特徴を活かし、品目ごとのブランド化を図り、安定した農業経営が営まれることを目指して、「マーケティング・コスト戦略に基づく農業の振興」を柱に施策を推進している。

すなわち、県の特産品として将来性のある、大和野菜、有機野菜、ダリア、サクランボなどを「チャレンジ品目」に、県の主要品目であるイチゴ、カキ、茶、キク、大和畜産ブランドなどを「リーディング品目」に選定して、意欲的な農家と協定を結び、高付加価値化、高品質化によるブランド化、生産・流通にかかるコスト削減、市場流通のほか農産物直売所等の多様な流通ルートの開拓、生産者と実需者とのマッチング、販売プロモーション、奈良の食材を活かした美味しい「食」のPRなどに取り組んでいるところである。今後とも、本施策をより一層充実し、マーケティング・コスト戦略に基づく農業の振興に積極的に取り組む。

これらの施策を推進するため、生産から加工・流通・販売において必要な施設については、合理的・計画的な整備を推進する。

### 1. 重点作物別の構想

---

#### (1) 水稲

需要に応じた計画的な良食味米生産に努めるとともに、適地適品種の作付を基本に、機械の効率的利用や基幹施設、高性能農業機械の導入等により、低コスト生産の推進を図る。

#### (2) 麦・大豆

作付の集団化や農作業の受委託により、省力化と生産性の向上に努めるとともに、実需者ニーズに応じた土地生産性の高い優良品種の生産を推進する。このため、地域条件等に応じた播種、収穫、乾燥調製等の機械・施設の整備を推進する。

#### (3) 野菜

都市近郊という条件を活かし、軟弱野菜、イチゴ、ナス、トマトなどの産地の活性化と需要に応じた安定供給を進めるとともに、大和高原の造成農地を中心にハクサイ、レタスなど土地利用型野菜の生産を推進する。また、大和野菜認定品目については、品目ごとの振興方針に基づき、ブランド化やロットの確保などにより産地の強化を推進する。

このため、省力化、軽作業化を図るための定植機や収穫機の導入、共同販売体制の維持・強化と併せて集出荷施設等の整備を推進し、また、多品目少量生産に対応した直売施設の整備による販路拡大を促進する。

#### (4) 花き類

予約相対取引やインターネットによる販売などに対応するため、地域並びに広域の拠点施設における集出荷体制の見直し・整備を行う。また、切り花類を中心に、多様化する実需者ニーズに対応し、切り花ダリアをはじめ、新たな品目、品種の導入を図るとともに、花束加工等に対応した体制づくり・施設整備を推進する。キクについては、生産安定と品質向上を図るための施設や省力化・低コスト化を図るための移植機・収穫機等の導入を推進する。

#### (5) 果樹

高品質果実の生産を行い、足腰の強い果樹産地の育成を進める。カキについては、老木園の改植推進、樹園地の再整備による生産力の維持・向上を進めるとともに、市場・量販店ニーズに対応した流通体制を整備し、国内での消費拡大及び海外市場への販路拡大を推進する。また、ウメ、ブドウ、ナシ、イチジク及び新規品目のサクランボ等については、高品質安定生産技術の導入及び特色ある産地振興と多様な流通販売を推進する。

このため、既存の共同利用施設等の効率的な利用を図るとともに、適正規模の共同利用施設等の整備を計画的に推進する。また、品目や産地の実情に応じた機械・施設の整備を推進する。

#### **(6) 茶**

低コスト良質茶生産による経営安定を図るため、低迷しているリーフ茶の消費拡大を促進する一方、老木園の改植、摘採の省力化、優良品種の導入、高性能加工施設等の整備を推進する。併せて、作業受委託の推進や茶園の利用集積による団地化に努める。

#### **(7) 畜産**

規模拡大と適地への立地移動を促進しながら、高品質な畜産物の生産を行う企業経営体の育成を行うとともに、大和牛、大和肉鶏、ヤマトポーク、大和なでしこ卵の大和畜産ブランドの生産拡大を図るため、生産基盤の整備を推進する。また、消費者に安全・安心な畜産物を供給するため、畜産物の処理・加工及び流通に係る諸施設の整備を推進する。

## **2. 広域整備の構想**

---

市町村域を越える広域的な近代化施設の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和を図りつつ、必要に応じて推進する。

## **第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項**

### **1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向**

---

本県では、都市化の進展や農業者の減少、高齢化により、担い手不足が顕著となっている。このような現状の中で、農業、農村の健全な発展と活性化を図るためには、本県農業の根幹を担う、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体を育成するとともに、他産業や非農家からの新規参入者を積極的に受け入れ、将来にわたって、本県農業の担い手として確保、育成を図ることが急務である。

このため、農業担い手ワンストップ窓口を本庁内及び農林振興事務所に設置し、新規就農等の相談に一元的に対応するとともに、農業大学校等の研修施設も活用し、新規就農相談センター、市町村、農業関係団体との連携を密にしながら積極的な就農支援対策に取り組む。

### **2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備**

---

新規就農者の育成には、農業大学校等の既存の研修施設の有効活用を図る。また、技術・経営指導と併せて、就農後、安定した農業経営を行うために必要な施設、機械等の整備に必要な資金の融通などの支援体制を充実する。

### **3. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動**

---

意欲ある担い手への農地の利用集積や集落営農の組織化を図るとともに、新規就農希望者については、円滑な就農を促進するため、農家での産地実践研修等、技術・経営指導に関する研修を実施し、本県農業の担い手の確保・育成を行う。

また、学校教育と連携し、学校・学級農園などにおける農業体験や食育活動を推進することにより、児童、生徒の農業農村に対する興味や理解を深めるための環境作りを推進する。

## **第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項**

### **1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標**

---

本県は、恵まれた気候風土と高い土地生産力を背景に、京阪神大消費地への至近性を活かして、高度な技術と資本装備を駆使し、都市近郊農業が行われてきた。その一方、大都市に近接し、安定した農外就業の場に恵まれたことから、安定兼業農家による農業が定着している。

このような農業構造が今後も続くものと考えられるが、低経済成長の長期化により今後とも厳しい雇用情勢が続くと予想されることから、農業従事者の安定的な就業が難しくなると考えられる。

こうしたことから、農業振興はもちろんのこと、商工業や観光など他産業と連携した地域振興を図ることにより安定的な就業機会の確保に努める。

### **2. 農村地域における就業機会の確保のための構想**

---

雇用就農機会を創出するため、農業法人の育成や企業の農業参入を促進するとともに、生産だけでなく、加工、流通、販売への展開など、農業の6次産業化を図るため、加工流通施設や農産物直売所などの整備を推進する。また、大和平野農業地帯など平野部においては、農外就業の機会を確保するため、地域振興と農業との健全な調和を図りながら、一部では企業誘致などを進める。

一方、中山間地域においては、農山村の活性化に重点を置き、都市農山村交流を活発にするとともに、特産品や森林資源、歴史、文化等、優れた地域資源を活用した観光産業を振興する。

## **第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項**

### **1. 生活環境施設の整備の必要性**

---

本県の農業・農村は、県民の居住・就業の場として、また、県土と自然環境を保全する緑空間としての役割を果たしてきた。しかし、今日では、農家の兼業化及び農業者の減少、高齢化の進行が著しく、農村の混住化が進んだために、地域住民の価値観や生活意識も多様化し、連帯感が希薄化し、地域としての管理機能の低下が顕在化してきている。

本県の農村集落においては、集会施設など農業者の良好な生活環境を確保するために必要な施設

の整備は都市部と遜色がないものの、既存施設の維持管理が課題となってきた。そのため、地域住民相互の意思の疎通を図ることにより、管理体制を構築する必要がある。

一方、生活環境施設の整備が立ち後れている農村集落においては、農業者などの福祉の向上、健康の増進や文化的活動の支援を進めるとともに、必要な施設の整備を推進する。

## **2. 生活環境施設の整備の構想**

---

生活環境施設の整備については、市町村の農業振興地域整備計画との整合を図り、優良な農用地等の確保に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重するほか、農業者の利用人口と利用圏を見込んだ上で、適正な規模かつ効率的な施設とする。

また、農村地域固有の景観や自然環境に配慮するなど、農村の特性を活かした施設整備を行い、農業者以外の地域住民にとっても生活環境の改善につながるよう配慮するとともに、施設の維持管理については、地域住民の自主的な活動をもって適正かつ効率的な実施を推進する。